

和歌山労働局第14次労働災害防止推進計画のあらまし

【 第14次労働災害防止推進計画の重点事項 】

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (5) 業種別の労働災害防止対策
 - ア 建設業
 - イ 製造業
 - ウ 林業
- (6) 労働者の健康確保対策の推進
- (7) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ア 化学物質による健康障害防止対策
 - イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - ウ 熱中症等による健康障害防止対策

和歌山労働局第14次労働災害防止推進計画 国のアウトプット指標に掲げる対策と和歌山労働局指標

事業者は、労働者の協力の下、「第14次労働災害防止計画」のアウトプット指標に掲げる対策に取り組み、和歌山労働局はこれらの対策の推進を働きかけ、その成果について、和歌山労働局指標として定めた目標の達成度によって本計画の進捗状況を把握するものである。和歌山労働局では「第14次労働災害防止計画」のアウトカム指標をもとに、当県の実情等を勘案して和歌山労働局指標を以下のとおり定めるものである。

国の第14次防アウトプット指標に掲げる対策 (労働者の協力の下、事業者が取り組むべき事項)

和歌山労働局指標 (アウトカム指標)

(ア) 労働者 (中高年齢の女性を中心に) の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策 (ハード・ソフト両面からの対策) に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・転倒災害について、2027 (令和9) 年の年千人率を、2022 (令和4) 年の値である1.05以下とする。
- ・転倒災害による平均休業見込日数を、2022 (令和4) 年の45日から2027 (令和9) 年までに40日以下とする。
- ・社会福祉施設における腰痛について、2023 (令和5) 年から2027 (令和9) 年までの5年間の合計休業者数を、2018 (平成30) 年から2022 (令和4) 年までの5年間の合計である65人以内とする。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・60歳以上の死傷者数の全年齢に占める割合を、2018 (平成30) 年から2022 (令和4) 年までの平均：男性24.0%、女性38.3%を規準に、2027 (令和9) 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・外国人労働者の死傷年千人率について、2027 (令和9) 年時点でも引き続き全労働者の死傷年千人率を超えないよう維持する。

和歌山労働局第14次労働災害防止推進計画

国のアウトプット指標に掲げる対策と和歌山労働局指標

国の第14次防アウトプット指標に掲げる対策
(労働者の協力の下、事業者が取り組むべき事項)

和歌山労働局指標(アウトカム指標)

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

【建設業】

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

【製造業】

機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

【林業】

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

【陸上貨物運送事業】

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに70%以上とする。

【建設業】

建設業における2023(令和5)年から2027(令和9)年までの5年間の合計死傷者数を、2018(平成30)年から2022(令和4)年までの5年間の合計である672人の15%減少となる571人以下にする。

【製造業】

製造業における2023(令和5)年から令和9年までの5年間の機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を、2018(平成30)年から2022(令和4)年までの5年間の合計である283人の5%の減少となる269人以下にする。

【林業】

林業における2023(令和5)年から2027(令和9)年までの5年間の死亡者数を、2018(平成30)年から2022(令和4)年までの5年間の合計である4人の15%の減少となる3人以下にする。

【道路貨物運送業】

道路貨物運送業における2023(令和5)年から2027(令和9)年までの5年間の死傷者数を、2018(平成30)年から2022(令和4)年までの5年間の死傷者数534人の5%の減少となる507人以下とする。

和歌山労働局第14次労働災害防止推進計画

国のアウトプット指標に掲げる対策と和歌山労働局指標

国の第14次防アウトプット指標に掲げる対策 (労働者の協力の下、事業者が取り組むべき事項)

和歌山労働局指標 (アウトカム指標)

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・50人未満の小規模事業場におけるトレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2027(令和9)年までに5%以下とする。

- ・ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職環境改善への取組を行う労働者数50人以上の事業場を2027(令和9)年までに増加させる。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行うとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の2023(令和5)年から2027(令和9)年までの5年間の件数を、2018(平成30)年から2022(令和4)年までの5年間の合計である35件から5%の減少となる33件以下とする。

- ・2023(令和5)年から2027(令和9)年までの5年間に、熱中症による死亡者を発生させない。

和歌山労働局第14次労働災害防止推進計画 全体目標

- ・死亡災害について、2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の合計を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計である41人から5%の減少となる39人以下とする。
- ・死傷者数について、2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の合計を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計である5627人より減少させる。
新型コロナウイルス感染症による労働災害の被災者は除く。